

令和6年能登半島地震復旧活動支援交付金の運用について

制 定 令和6年1月26日付け5農振第2549号
農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

令和6年能登半島地震の影響により、被災地域において農用地、水路、農道等の地域資源に大きな被害が発生しており、地域資源の適切な保全管理に支障が生じ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮及び担い手農家への農地集積という構造改革の後押しに大きな影響を及ぼしている。

このため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙1の1及び別紙2の1のただし書による緊急対策として、令和6年能登半島地震復旧活動支援交付金（以下「本交付金」という。）を実施するものとする。

2 事業の内容等

令和6年能登半島地震の影響により大きな被害を受けた地域において、農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等のために行う要綱第4の1及び2の交付金とする。

3 事業実施主体等

本交付金の事業実施主体は、広域組織又は活動組織（以下「活動組織等」という。）とする。ただし、令和6年能登半島地震において要綱別紙1の第4の3又は要綱別紙2の第4の1の（3）若しくは2の（3）活動要件の特例措置を適用する対象組織に限る。

4 費用の補助

国は、予算の範囲内において、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第9条及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年政令第347号）に基づくほか、要綱別紙1及び別紙2に定めるところにより、活動期間を通して本交付金に係る事業を実施するために必要な経費について県に補助する。

ただし、各活動組織等への交付額については、要綱別紙1の第6の2の（1）の表中の単価に対象農用地の面積を乗じた額を上限額とする。

5 活動計画

要綱別紙1の第5の2及び要綱別紙2の第5の2の活動計画書は、別紙様式に加え、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）様式第1－3号を添付することにより作成する。ただし、要綱別紙2の第5の4の長寿命化整備計画書の作成を省略することができる。

附 則（令和 6 年 1 月 26 日 5 農振第 2549 号）

この通知は、令和 6 年 1 月 26 日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

(別紙様式)

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式（能登半島地震復旧活動支援交付金額分））

Ⅱ. 1号事業（多面的機能支払）

1. 交付金額 ※（1）～（3）のいずれかに交付額を記入する。

（1）農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	能登半島地震復旧活動 支援交付金額
田	a	円/10a	円	
畑	a	円/10a	円	
草地	a	円/10a	円	
この線より上に行を挿入してください。				
合計	a		① 円	②

① + ②
円

（2）資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	能登半島地震復旧活動 支援交付金額
田	a	円/10a	円	
畑	a	円/10a	円	
草地	a	円/10a	円	
この線より上に行を挿入してください。				
合計	a		③ 円	④

③ + ④
円

（3）資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	能登半島地震復旧活動 支援交付金額
田	a	円/10a	円	
畑	a	円/10a	円	
草地	a	円/10a	円	
この線より上に行を挿入してください。				
合計	a		⑤ 円	⑥

⑤ + ⑥
円

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

★実施する月に○を記入してください。

活動区分		活動項目	令和5年度実施時期		
			1月	2月	3月
実践活動	共通	16 異常気象時の対応	令和6年能登半島地震の発生後		

(2) 資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

★実施する月に○を記入してください。

活動区分		活動項目	令和5年度実施時期		
			1月	2月	3月
微設補修	施設の実践活動	30 農用地の軽微な補修等	令和6年能登半島地震の発生後		
		31 水路の軽微な補修等			
		32 農道の軽微な補修等			
		33 ため池の軽微な補修等			

(3) 資源向上支払（長寿命化）

活動内容			延べ数量 (単位はkmか 箇所を選択)	令和5年度実施時期		
施設区分	活動項目	内容		1月	2月	3月
水路	補修等	被災箇所の復旧	一式	令和6年能登半島地震の発生後		
農道	補修等	被災箇所の復旧	一式			
ため池	補修等	被災箇所の復旧	一式			

【支援内容】

- 令和6年能登半島地震により被災した地域において、活動組織が通常の交付金を復旧活動に活用した場合、これまでどおり、災害特例による返還免除を適用。
- これに加え、活動組織が行う地域共同による復旧活動（土砂撤去などの応急措置、破損した施設の補修・復旧等）にかかる経費に対し追加的に支援。

【多面的機能支払による災害復旧への支援（現行制度）】

- ・農地維持活動による「堆積した土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能」。
- ・被災した施設の「小規模な被災箇所の補修や復旧等に、交付金を重点的に活用することが可能」。
- ・この場合、計画していた今後の活動ができず活動要件を満たすことが困難となっても、地方農政局長等から特例措置の承認（※）を受けることで、交付金の返還を免除（災害特例）※事後承認可

応急措置イメージ



地震により水路に堆積した土砂を地域共同で撤去（外注も可能）

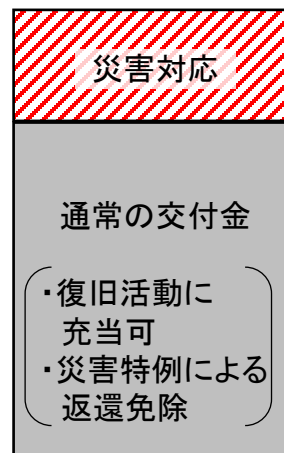
小規模な被災箇所の補修・復旧等イメージ



地震により破損した水路を地域共同で補修（外注も可能）

令和6年能登半島地震における追加的支援

<追加的交付の例>



土砂撤去などの応急措置、補修・復旧等にかかる経費に対し追加的に支援※

※ 追加支援の上限額は、各活動組織における、「農地維持支払単価（田：3,000円/10a等）×対象農用地面積の合計額」となる。